

市税等の納付猶予制度 について

市では、新型コロナウイルスの影響に伴う収入の減少により、一時に市税等を納められない事業者等に対する納付の猶予制度を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

対象者及び対象となる要件

- ・法人、個人、経常的な収入の種類(事業の売上、給与収入等)は問いません。
- ・以下①②のいずれも満たすことが必要です。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、経常的な収入が前年同期比で概ね20%以上減少していること。

② 一時に市税等の納付を行うことが困難であること。

(向こう半年間程度の事業資金等を考慮するなど、申請者の状況に配慮して判断します。)

猶予の対象となる市税及び料金等

- ・ 令和3年2月1日※までに納期限が到来する次のもの
市税(個人市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税等)、
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、
水道料、下水道等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金

※ 令和2年9月4日、地方税法施行令の一部を改正する政令公布に伴い改正

猶予の期間

- ・ 猶予を受けることができる期間は、**最長1年間**です。
※ 但し、後期高齢者医療保険料は6か月です。
- ・ 猶予を受けた市税等を、猶予期間の途中で納付したり、猶予期間中の各月に分割納付するなど、事業等の状況に応じて計画的に納付いただくことも可能です。

無担保・延滞金なし

申請の手続

- 申請者
納税(納付)義務者が猶予の申請者(対象者)になります。
- 提出書類
 - ア 徴収(納付)猶予申請書
 - イ 経常的な収入の減少が事実であることを証する資料
(売上帳、現金出納帳、預金通帳、給与明細の写しなど)
- ※ ひとまず、上記イの資料持参の上、猶予を希望される担当窓口へご相談ください。
- 申請の期限
猶予を希望する市税、料金等の納期限までに申請が必要です。
また、納期限が申請の翌月より先になるものは、原則として納期到来の都度申請いただく必要があります。(資金繰りの状況は刻々と変化するため、お手数をお掛けしますがご理解願います。)
- 猶予の許可・不許可
提出された書類の内容を審査した後、許可・不許可を通知します。

猶予に関するお問合せ先

市税	税務課	☎0577-73-3742
国民健康保険料	市民保健課	☎0577-73-7464
後期高齢者医療保険料	市民保健課	☎0577-73-7464
介護保険料	地域包括ケア課	☎0577-73-7469
市営住宅使用料	都市整備課	☎0577-73-0153
水道料	水道課	☎0577-73-7484
下水道等使用料	水道課	☎0577-73-7484
保育料	子育て応援課	☎0577-73-2458
情報施設使用料	管財課	☎0577-73-7462
育英基金償還金	教育総務課	☎0577-73-7493